

H20. 12. 17 原案可決

障害者自立支援法の抜本的な見直しを求める意見書

障害児者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざして、平成18年4月から障害者自立支援法が施行されたところであるが、福祉サービスを利用する障害者の負担や、事業者への報酬単価に関する問題点が数多く指摘され、国においては、利用者負担の軽減措置や事業者に対する激変緩和措置などの特別対策や緊急措置が講じられてきたところである。

しかしながら、これらの対策は平成20年度までの経過措置とされており、障害児施設等の厳しい運営実態を踏まえ、良質な人材の確保やサービスの質の向上、事業者の経営安定化の見地から、抜本的な解決につながる見直しが求められている。

よって、国においては、障害者自立支援法施行後3年を目途に予定されている抜本的な見直しに当たっては、低所得者の負担能力への配慮や施設運営の安定化など、障害児者が安心して必要なサービスを利用できる制度とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣